

当院を受診される患者さんへ

当院は令和7年4月1日に 「紹介受診重点医療機関」 として秋田県より公表されています。

※紹介受診重点医療機関とは

国の制度見直しにより新設されたもので、原則として、かかりつけ医からの紹介状を持って、より専門的な検査や治療を重点的に行う医療機関のことです。

このことにより、当院を初診で受診される際には、まずはかかりつけの医療機関を受診していただき、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に、紹介状を持って受診いただきますようお願いいたします。

紹介状を持たずに来院された場合は、**令和7年7月1日**より、通常の診療費とは別に下記の「特別の料金」が必要となる場合があります。※再診にて継続的に通院中の患者さんは対象外です。裏面も参照してください。

区分	医科	歯科
初診時選定療養費	7,700円（税込）	5,500円（税込）
再診時選定療養費	3,300円（税込）	2,090円（税込）

●初診時選定療養費

他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）なしで当院を初診で受診される場合は、原則として保険の一部負担金（3割負担等）とは別に「初診時選定療養費」をご負担いただきます。

●再診時選定療養費

病状が安定し、当院の医師からほかの医療機関を紹介する旨の申出を行ったにもかかわらず、患者さんのご希望により当院を引き続き受診される場合には、原則として保険の一部負担金とは別に受診の都度「再診時選定療養費」をご負担いただきます。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。
（TEL）0570-01-4171 音声案内「9」 医事課

選定療養費をご負担いただく必要のない場合

1. 他の医療機関からの紹介状（接骨院や整骨院、鍼灸院等を除く）を持って受診する場合
2. 重篤な症例で救急車で来院された方など緊急な診療を必要とされる場合
3. 生活保護法等による医療扶助の対象となる場合
4. 特定の疾病又は障害等により各公費負担制度の受給対象となっている場合
※子ども福祉医療制度、ひとり親家庭等児童福祉医療制度は除く
5. 出産関連で受診する場合
6. 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
7. 外来受診から即日入院になった場合
8. 今回受診する診療科は初めてでも、当院の他診療科から院内紹介を受けて受診する場合
9. 当院の内科と歯科の間で院内紹介を受けて受診する場合
10. 治験の協力者である場合
11. 災害により被害を受けた方が受診する場合
12. 労働災害、公務災害の場合、自費診療の場合
13. 当院医師の指示による長期間あけての受診の場合
14. その他前各号に準ずる場合で、当院の医師が直接受診する必要性を特に認めた場合

詳細については、当院HP

(<https://akita-city-hospital.jp/ambulatory/page-18690/>)
にてご確認ください。



ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。
(TEL)0570-01-4171 音声案内「9」 医事課